# 生活安全・危機管理・消防・情報化社会
# 特別委員会

平成１９年６月１１日

## 危機管理対策・消防対策の推進について

安全管理局

## １　身近な安全・安心サポートの推進

### （１）　地域における防火・防災・危機対応力向上への支援

**ア　防火・防災等に関する地域等への支援**

地域の防火・防災体制の確立を図るため、町の防災組織活動奨励費の補助や地域防災活動の奨励助成等を行います。

**イ　横浜防災ライセンスの普及促進**

防災資器材の取扱講習を通じ、発災直後の救助活動や平常時の防災訓練等における、地域防災のリーダーとなる人材を育成します。

**ウ　地域安全情報の発信**

災害時に予想される様々な危険性やそれらを回避するための情報（わいわい防災マップ、洪水ハザードマップ等）を、インターネット、各種広報媒体を用いて発信することにより、市民の防災意識の向上を図ります。

**エ　地域防災拠点等の充実**

大地震に備え、避難する広域避難場所の新規指定等及び維持管理を行うとともに、災害時等に救助活動が行える資機材と避難生活に必要な食糧や飲料水等を備蓄します。

### （２）　防火・防災対策の推進

**ア　住宅用火災警報器設置普及促進**

住宅火災による死傷者の発生を防止するため、設置が義務化された住宅用火災警報器について、市民に対して十分なＰＲを行い、設置の普及促進を図ります。

**イ　事前指導及び査察による安全確保**

危険物施設及び建築物の安全性を確保し、火災等による被害を軽減することを目的に、設計段階で、火災予防上の諸規定の指導徹底を図ります。

## ２　あらゆる危機に対する即応体制の強化

### （１）　危機管理体制の充実強化

**ア　横浜市危機管理戦略の策定**

危機管理対策を推進するため、複数の区局等にまたがる危機管理施策を体系的に整理し、優先的に取組む事業やスケジュール等を明確化した横浜市危機管理戦略を策定します。

**イ　危機管理センターの整備**

あらゆる危機に対応するため、危機発生時から迅速・的確に緊急対策を決定できるよう、情報通信基盤を備えた本部運営室等を常設する危機管理センターを市庁舎５階に整備します。

**ウ　危機管理計画の充実**

横浜市防災会議及び横浜市国民保護協議会の開催、横浜市防災計画の見直し、横浜市国民保護計画の強化（国民保護計画・区別計画の策定支援）を図ります。

**エ　危機対処・防災訓練の実施**

あらゆる危機に対処するため、危機対処機能の強化や関係機関との連携、さらに市民の危機に対する意識の高揚を図り、市民の総合的な危機対処能力を向上させます。

**（２）　<u>救命体制の充実</u>**

**ア　消防隊等へのＡＥＤ（自動体外式除細動器）等救急資器材の整備**

重篤な傷病者の救命率の向上を目指すため、18 年度から消防隊等に整備したＡＥＤ等の救急資器材を、19 年度はミニ消防隊に増強整備します。

**イ　救急車の適正利用の推進**

軽症者による救急要請の割合が高いことから、救急車の適正利用について、あらゆる機会をとらえて市民に広報を実施するとともに、救命率の向上と公正・公平な救急サービスを目指した取り組みを進めます。

**ウ　応急手当の普及啓発の推進**

救急隊が現場に到着する前に、市民等によって応急手当が行なわれ、救命率の向上がさらに図られるよう、ＡＥＤの取扱いを含む応急手当の普及啓発を図ります。

**エ　救急活動の充実**

あらゆる救急事案に迅速、的確に対応できるよう救急資器材の整備を行なうとともに、研修や活動後の事後検証を通して救急隊員の資質の向上を図ります。

## （３）　消防体制の充実

### ア　消火・救助活動の充実

多様化する火災等の災害に対し、迅速・的確な消火・救助活動を行うため、各種資機材等を整備するとともに、実戦的・基本的な各種訓練を実施します。

### イ　消防司令体制の充実

消防通信司令システムを効率的に運用し、消防隊・救急隊の効果的な運用と、迅速・正確な災害情報の収集・伝達を図ります。

### ウ　航空活動体制の充実

ヘリコプター２機を効率的に運用し、災害現場での情報収集・映像伝送や消火・救助等の消防活動を実施します。

## （４）　消防団活動体制の充実

### ア　資器材の整備

消防団活動を支える拠点としての器具置場、トイレ等の設置整備を推進するほか、積載車、可搬式小型動力ポンプ、消防ホース及び防火衣等の装備品の整備を行います。

### イ　活動運営体制の充実

消防団活動を円滑に行うため、車両・器具置場等の維持・管理を行うほか、消防団員の福利厚生の充実を図ります。

## （５）　執務体制の充実

### ア　科学化・情報化の推進

消防技術の科学化・効率化を図るため、研究開発を推進します。

また、総合情報管理システムの適正な運用管理に必要な保守・プログラム改善を行なうとともに、電子市役所推進計画に基づく電子決裁等に対応するための情報基盤整備の充実を図ります。

### イ　教育体制の充実

職員の人材養成の基本となる教育訓練を計画的に実施し、専門的知識・技術の修得、体力の向上等を図ります。

### ウ　職員の福利厚生の充実

職員の執務環境の整備や、健康管理など福利厚生の充実を図るとともに、消防職員の採用試験や昇任試験を実施し、組織の充実及び活性化を図ります。

## ３　安全基盤の整備

### （１）　危機管理に対応するための情報基盤の整備

**ア　繁華街安心カメラの運用**

市内都心部の主要繁華街５地区（横浜駅周辺、みなとみらい 21 地区、関内地区、関外地区及び新横浜駅周辺）において、人々が安心して過ごせるようにするため、災害等の緊急事態への対処及び予防並びに犯罪の抑止に活用することを目的として、計 250 台の繁華街安心カメラを運用します。

**イ　デジタル移動無線設備の整備**

緊急事態発生時等において、区役所と地域防災拠点等の間で、確実な通話やデータ通信が可能なデジタル移動無線を整備し、地域防災拠点の運営及び防災活動支援のための情報受伝達体制を確保します。

**ウ　高度安全安心情報ネットワークシステム（ＡＳＩＮ）の整備**

本市の防災・危機管理能力を大幅に向上させるため、車両動態位置管理や災害現場の映像の送受信を行うとともに、関係機関と大容量光回線ネットワークを構築し、必要な情報を集約・共有していくために整備します。

### （２）　消防施設の整備

**ア　消防署所の整備**

青葉消防署青葉台消防出張所（仮称）は平成 21 年度、奈良消防出張所（仮称）は平成 23 年度の完成を目指し、用地の購入等を行います。

**イ　消防車両の整備**

ＮＯｘ・ＰＭ法の規制対象車両及び更新年数を超過し、経年劣化の著しい車両を優先して更新します。

**ウ　消防水利の整備**

地震災害時等の消火栓使用不能時の消防水利対策として、防火水槽を計画的に整備します。

# 救急車はタクシーではありません！

緊急に搬送をする必要がある人のために
ご協力をお願いします
横浜市安全管理局

*住宅用火災警報器を１日も早く設置しましょう！！*

# 住宅用火災警報器が

音や音声で
火事を
知らせます。

大切な「命」「財産」を守ります。

■新築住宅は、平成１８年６月１日から
■既存住宅は、平成２３年６月１日になるまでに
住宅用火災警報器の設置が必要です。

2009
横濱開港150周年

古紙配合率100％再生紙を使用しています

別紙　１

| |
|---|
| 生活安全・危機管理・消防・情報化社会特別委員会 |
| 平成１９年６月１１日 |
| 安全管理局 |

# 危機管理センターの整備について

## １　危機管理センター整備の必要性

大規模地震や風水害などの自然災害をはじめ、あらゆる危機に対応するため、危機発生初動期から迅速・的確に緊急対策を決定できるよう、危機管理センターを整備することが求められています。

現状は、危機発生初動期に危機対処活動を行うための専用スペースがなく、危機発生時には、設営に時間を要する状況です。

これらの状況を解決するため、常設の本部会議室、運営室及び情報通信設備等を備えた危機管理センターを市庁舎の免震工事に併せ、整備します。

## ２　危機管理センター整備の内容

（１）平成１９年度

・設計業務、建築工事

・危機管理システム（仮称）構築

※本部運営室、情報管制室等一部運用開始、危機管理システム一部運用開始

（２）平成２０年度

・建築工事

・危機管理システム（仮称）構築

※危機管理センター整備完了

## ３　危機管理システム（仮称）について

危機管理システムは、情報の収集・集約・伝達をより迅速・的確に行うための総合的な災害情報システムとして、新たに構築するものです。

内容としては、既存の防災関連システムの機能を統合し、

・庁内で広く情報を共有する機能

・画像情報の収集及び配信を行う機能

・職員の危機対処活動をサポートする機能

を有するものとします。

## ４　他の政令指定都市の整備状況について

危機発生の初動期から迅速・的確に緊急対策を決定できるように設置する、常設の本部会議室、運営室などの機能を備えたものを危機管理センターとしています。

横浜市を除く、１６政令指定都市で、本部会議室もしくは、本部運営室を常設している都市は10都市となっており、両方を常設している都市は7都市となっています。

## ５　危機管理センター整備予算について

危機管理センター整備事業として、19年度は、4億２６００万円となっており、20年度までの総事業費として、6億３０００万円程度を見込んでおります。

| |
|---|
| 生活安全・危機管理・消防・情報化社会特別委員会 |
| 平成19年6月11日 |
| 安全管理局 |

別紙　2

# 今後の救急業務のあり方について

## 1　横浜市救急業務委員会における検討

### (1) 検討経過

増大する救急需要への対応については、これまで市民広報の徹底などにより取り組んできましたが、平成18年度に、この課題を「横浜市救急業務委員会」※に諮問し、「救急の有料化」と「不適正な救急事案への対応」について、法的側面を含めた検討が進められました。

※　横浜市の救急業務の円滑な推進と発展に必要な事項について専門的な視点から検討を行う機関

### (2) 委員会からの提言

**ア「救急の有料化」について**

法令に定める救急業務に該当しない事案（緊急性のないもの）については、市民に経費負担を求めることが可能（総務省消防庁見解）であっても、有料化は、**本当に必要な救急要請まで抑制してしまう**など、多くの**解決困難な課題**があり、**現時点では不適当である。**

**イ「不適正な救急事案への対応」について**

まず、法令に定める救急業務と、それ以外であっても市民ニーズに応える必要のある救急を**「横浜市が定める救急業務」として明確にしていく**必要がある。

そして**「横浜市が定める救急業務」**に対しては、**傷病者の程度に応じた救急隊等を出場**させ、**「横浜市が定める救急業務」にも該当しない救急要請**に対しては、**救急車を出場させず他のサービスで対応**していくというシステムを構築していく必要がある。

**ウ　救急に関する総合条例の制定**

上記(2)－イのことに加え、

**「行政の責務**（市民啓発、救命講習、医療相談の実施など）**」**

**「市民の責務**（正しい通報と適切な救急車の利用に努める義務や応急手当の知識修得など）**」**

**「事業者の責務**（ＡＥＤの設置や従業員の救命講習の受講など）**」**

などを定めた、**救命率の向上と救急業務の公正性・公平性の確保**を目的とする**「救急に関する総合条例」を制定するべき**である。

また、その中では、**虚偽の症状を訴える**などにより、**単なる交通手段として救急車を不正に利用**した者に対しては、**過料を徴収する**ことも検討する必要がある。

## 2　市民意見の募集

### (1)　意見募集の趣旨

条例案の検討にあたり、広く市民の意見を求めるため実施しています。

### (2)　募集方法

安全管理局ホームページに掲載しています。（概要は裏面のとおりです。）

### (3)　募集期間

平成19年5月24日（木）から同年6月14日（木）まで

# 「今後の救急業務のあり方」に関する「意見募集」

安心を支えるセーフティーネットとしての救急業務を、しっかりと位置づけるための条例を検討しています。

## 1　救急の現状と課題

**■救急件数の増加**

・軽症が半分以上
・非常識な救急要請も存在

その中で、毎年約4,800人もの危篤状態の傷病者が発生！

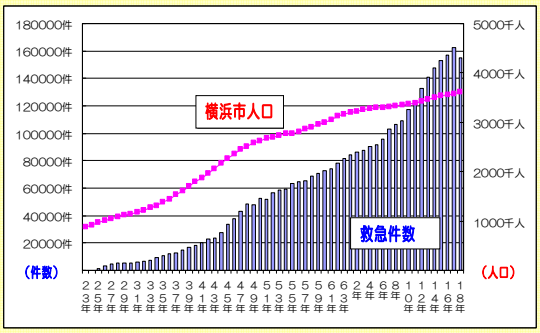


★法令に定める「救命」としての救急から、
**市民の安心感を支える重要な「セーフティーネット」**
としての救急へとニーズが拡大しています。
これに適正に応えながらも、一層の救命率の向上を図ることを目指します。

## 2　今後の救急業務のあり方（条例の中で定めていく事項）

**■救急サービスを拡充！より効果的･効率的に！**

・「法令に定める救急業務」と、それ以外でも市民ニーズに応える必要のある救急を「横浜市の行う救急サービス」として定め、制度的に救急サービスの拡充を図ります。
・傷病者の緊急度に応じた救急隊等を出場させます。
生命にかかわるような緊急度・重症度の高い場合、より迅速に、より多くのマンパワーを投入します。
・救急車が必要ないと判断された場合でも、医療関係者が適切なアドバイスを行う業務を新たに実施します。また、受診可能な医療機関の情報等を提供します。

これらの業務を円滑に行うため、119番通報時に症状の緊急性を見分けていくこことし、その基準を公表します。
こうしたことにより、市民の皆様に最善・最適な救急サービスを提供していきます。

**■嘘をついて救急車を不正に利用したら！**

本当に必要な傷病者のもとへ救急車がいち早く駆けつけられるよう、 虚偽の訴えにより不正に救急車を利用した場合は、過料（行政罰）として一定の金額を納めていただきます。

**■AED（自動体外式除細動器）の設置を促進します！**

「住む人、訪れる人に安心感を持っていただける街」を目指す横浜市として、特に設置効果が期待できる施設には、ＡＥＤの設置と適切な表示、従業員の皆さんへの適切な教育訓練などを義務づけることを検討していきます。

## ※横浜市の考えている「今後の救急業務のあり方」に対して、ご意見をお寄せ下さい！

※Adobe Readerについては、右のアイコンをクリックすると、ダウンロードすることができます。



横浜市安全管理局　〒240-0001 横浜市保土ケ谷区川辺町2-9
TEL.045(334)6789(番号案内) FAX.045(331)5221
1997-2007 City of Yokohama. All rights reserved.